

## 四條畷市表敬訪問の事務取扱に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、スポーツ・文化等の分野において全国大会等に出場した個人又は団体（以下、個人又は団体を「者」という。）、功労顕著な事績を有し表彰を受けた者等の表敬訪問の受入れに関し、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 表敬訪問とは、全国大会等において優秀な成績を収めた者や、功労顕著な事績を有し表彰を受けた者が、その報告のために市長を訪問することとする。

### (対象者)

第3条 表敬訪問の対象者は、大会出場時点において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 四條畷市内に在住、勤務又は在学している者のうち、競技会等に出場した本人及び関係者（家族、監督・コーチ、教員等）
- (2) 本市に活動の拠点を置く者のうち、競技会等に出場したメンバー（四條畷市外在住者を含む）及び関係者（家族、監督・コーチ、教員等）
- (3) 四條畷市内に活動の拠点を有しない団体のうち、四條畷市に在住する競技会等に出場した者及び関係者（家族、監督・コーチ、教員等）

### (基準)

第4条 市長表敬訪問をできる者は、所管課が必要と認める者のうち、次の(1)から(8)までのいずれかの条件を満たす者とする。

- (1) 国際大会に出場する者又は出場した者
- (2) 全国大会に出場する者又は出場した者
- (3) 近畿大会に出場する者又は出場した者
- (4) 都道府県規模の大会で最優秀の成績を修めた者
- (5) プロ契約者
- (6) 勲章・褒章を受けられた者
- (7) 各省庁大臣及び各都道府県知事等から表彰を受けた者
- (8) 本市に対して寄附を行った者のうち、別に定める基準により感謝状贈呈に値する者
- (9) 前8号に掲げる者のほか、特に市長が必要と認める者

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。

### 附 則

#### (施行期日)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。